

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案
規制の名称	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等
規制の区分	新設、改正(拡充(緩和)、廃止
担当部局	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
評価実施時期	令和4年3月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無</p> <p>大量破壊兵器等¹の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等²に関連する貨物及び技術については、約40カ国が参加する国際輸出管理レジーム³において、毎年各国が協議して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象等とする貨物及び技術の内容を合意している。</p> <p>令和元年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を規制対象外とすることが合意され、我が国も合意国として規制対象外となった貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを令和2年11月に行った。</p> <p>令和2年8月の事前評価時からその後現在に至るまで、規制の事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。</p> <p>【規制対象から削除することが合意された貨物の例】</p> <p>冷媒用に使用することができる液体等(現行規制が冷媒用に使用できるものと読めることから、冷媒用の用途のものだけでなく、結果として冷媒用のものに使用できる可能性があるものは全て規制対象となっている)について冷媒用に使用可能であるという設計意図を持った貨物のみを規制するという趣旨から政令において「冷媒用の液体」という規定とするもの(設計の仕様については省令で規定)。</p> <p>1: 大量破壊兵器等:核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。 2: 開発等:開発、設計、製造、使用。 3: 国際輸出管理レジーム: NSG(核関連)、AG(生物・化学兵器関連)、MTCR(ミサイル関連)、WA(通常兵器関連)。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証</p> <p>仮に当該規制緩和措置を行わなかった場合、企業等に過剰な規制を行うこととなり、我が国経済の健全な発展の妨げとなっていた可能性がある。</p> <p>③必要性の検証</p> <p>規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>④「遵守費用」の把握</p> <p>【事前評価時の測定指標】</p> <p>今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、国内法(政令)に規定される新たに規制対象となる貨物及び技術は存在しないため、今回の改正においては、追加的な遵守費用は生じない。</p> <p>【遵守費用】</p> <p>当該規制緩和は、冷媒に用いられる液体のうち許可申請が必要となる貨物を限定するものであり、民間企業に新たな業務を行わせるものではないことから遵守費用は発生していない。</p> <p>(行政費用)</p> <p>⑤「行政費用」の把握</p> <p>【行政費用】</p> <p>外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たな規制内容について、説明会等を通じた企業等への周知等が必要となるが、これまでの業務の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。</p> <p>経済産業省本省職員による説明会を開催(3回程度)しており、説明会業務に1人で約90分を要すると仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×90分/60分×3回=約11,700円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。</p> <p>また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務1件辺りに要する人員数、作業数を1人で約2時間と仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×120分=約5,200円が1件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。</p> <p>※※416,203円(国家公務員(全職員)の平均給与月額)÷(8時間×5日×4週)=約2,600円(平均給与月額は「令和2年国家公務員給与等実態調査の結果概要」より)</p> <p>【費用推計との比較】</p> <p>費用推計とのかい離は生じていない。</p> <p style="text-align: center;">影響の要素</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握</p> <p>規制の緩和により、副次的・波及的な影響は見られない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても、外国為替及び外国貿易法の執行業務の中で、特段、把握されたものはない。</p>
考察	<p>⑦把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証</p> <p>当該規制の緩和に伴い発生した費用は、行政費用は11,700円(上記⑤参照)である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった影響は生じていない。</p> <p>当該規制緩和については、引き続き、安全保障の観点から、国際協調的な輸出管理を行う必要性が認められる。国際輸出管理レジームにおいて輸出管理の対象となる貨物及び技術の見直しが毎年実施されている。これに合わせて、我が国でもおおよそ1年に1回の頻度で関係法令の見直しを行う必要がある。</p> <p>令和2年にも、国際輸出管理レジームにおける対象貨物及び技術の見直しが合意された。これを踏まえ、令和3年度に国内の事業者の意見も踏まえ、国内法令の改正につき検討をしたが、省令以下の軽微な改正で国際的な合意を担保することができたため、外国為替令及び輸出貿易管理令の改正は行わなかった。</p> <p>なお、本評価書は、簡素化した規制の事前評価の該当要件iii「国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの」に該当する。</p>
備考	